



かみのかわ

農委情報

No. 53

令和8年1月1日 発行



かみマル大収穫祭

目次

- ・表紙 1
- ・農林水産大臣表彰受賞・委員の担当地区、総会等の日程
「農業委員」・「農地利用最適化推進委員」を募集します 2
- ・農地の適正な管理、農地に関する手続きについて 3
- ・農業の未来を語ろう！地域計画の取り組みと将来像 4-5
- ・農業者年金について 6
- ・軽油引取税に係る農業用免税証の交付申請について 7
- ・上三川町賃借料情報 8



編集・発行

上三川町農業委員会 上三川町しらさぎ一丁目1番地 ☎ 0285-56-9166

● 地域計画策定・農地集積率向上の取り組みが評価され ●

農林水産大臣表彰を受賞!!

このたび上三川町農業委員会では、農林水産大臣表彰を受賞することとなりました。

令和6年度に策定した地域計画に基づき、地域農業を支える中核的担い手を確保しながら、農地集積率を向上に積極的に取り組み、地域計画の実現に向けた活動における功績が認められたものです。



農業委員 担当地区

役職	氏名	担当地区
	上野 弓子	三本木
	田村 博喜	東汗東、東汗西、上文挾、西木代、露無
職務代理者	鶴見 利子	上郷一区、上郷二区、上郷三区、上郷四区、上郷五区
	坂本 是文	五分一、三村、愛宕町、下蒲生
職務代理者	荒川日出磨	三ツ家、常光坊、坂上本田、坂上河原
	伊藤 知明	下梁、上梁、川中子一区、川中子二区、川中子三区
	隅内 章吾	上町、峰町、上蒲生北、上蒲生南、願成寺
	馬場 敏子	下町1区、下町2区、下町3区、中町、大町、東館北部、東館南部、井戸川、泉町、睦淵
	稲葉 薫	大山第一、大山第二、大山第三、大山第四、下神主、上神主、鞘堂、薄市
職務代理者	安保 勝巳	西夢沼、東夢沼西、東夢沼東、中根、向川原
	稲見 正	石田下坪、西田南、西田北、島崎、石田上坪
	小倉 敏男	天神町、西町、本町、城台、下多功、多功下坪
	角田 永子	【農業委員会法第8条第6項の規定する委員（中立委員）】
会長	石濱 文伯	西汗上東、西汗上西、西汗下、磯岡

農地利用最適化推進委員 担当地区

地域	氏名	担当地区
本郷	谷田部一夫	上文挾、西木代、東汗
	坂入 典文	磯岡、西汗
	浜野 信之	上郷、西夢沼、東夢沼
上三川	猪瀬 貞夫	上三川、上蒲生、しらさぎ
	海老原 悟	坂上、三村
	上野 明	三本木、五分一、下蒲生
明治	高山 完治	梁、多功、川中子
	國谷 修一	石田、鞘堂、天神町
	柳田 守	上神主、下神主、大山

● 農業委員会定例総会等日程 ●

- 申請受付締切日…毎月 10 日
(10 日が休日・祝日の場合はその直前の開庁日)
- 現地調査日……………毎月 20 日頃
- 定例総会開催日…毎月 22 日頃

※両委員とも任期は令和8年7月19日まで

上三川町「農業委員」「農地利用最適化推進委員」を募集します

上三川町農業委員会委員の任期満了に伴い農業委員および農地利用最適化推進委員となって活動していただける方を募集します。

農業委員は、農地の権利移動や農地転用の許可、農業者年金に関する業務、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進、担い手（農業を担う人）への農地の集積及び集約化などの活動を行います。

農地利用最適化推進委員は、農業委員と協力して担当区域内の遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進などの活動を行います。

● 定数

農業委員：14名 農地利用最適化推進委員：9名

● 任期（活動する期間）

令和8（2026）年7月20日から
令和11（2029）年7月19日まで（3年間）

● 報酬等 町の条例に基づく

● 募集期間

令和8年1月16日（金）から2月13日（金）までの平日

● 応募用紙の配布場所

農業委員会事務局又は町のホームページよりダウンロードしてください。

● 応募方法

所定の様式に必要な事項を記入の上、農業委員会事務局へ持参、郵送、又はメールで提出してください。

● 問い合わせ先

農業委員会事務局 TEL 0285-56-9166



農地を所有している方へ

○農地の適正な管理について

農地は管理されないまま放置されると数年で荒れてしまい、害虫の発生や有害鳥獣の隠れ場所になるなど、農地としての利用や売却も困難になります。そのような状態になるのを防ぐため、定期的に雑草の刈り取りを行うなど適正な管理をお願いします。

所有する農地の管理に
困ったときや、お住まいの近くに
荒廃が進む農地を見かけたときは、
地元担当の農業委員又は農地
利用最適化推進委員に
ご相談ください！



農地パトロールの様子

○農地に関する手続きについて

以下のような場合は、農業委員会に届出や許可申請が必要ですので、必ず手続きをしていただきますようお願いします。

相続で農地を取得した

相続登記終了後に
農地法第3条の3の規定による
届出をしてください

農地を売買したい

農地法第3条の規定による
申請をしてください

農地を農地以外のもの (住宅・駐車場・資材置場など)に転用したい

農地法第4条又は第5条の規定による申請を
してください



※許可には条件がありますので、申請前に農業委員会事務局にご相談ください。

(すべての申請に対して許可が出るわけではありません)

※許可を受けずに行われた売買や転用は無効です。

特に、違反転用は原状回復命令や罰則の対象となる場合がありますのでご注意ください。

農業の未来を語ろう！地域計画の取り組みと将来像

昨年、私たち農業委員会では町内を12地区に分けて地域座談会を開催し、それぞれの地区が目指す農業の将来像について話し合いました。この座談会では、地元の農家さんや地域の皆さんが集まり、それぞれの地区の課題や夢、目標を共有しながら考えを深めました。

今回は、地域座談会で皆さんが描いた各地区の10年後の農業の将来像をご紹介します。

テーマ『地域農業の10年後の将来像とその実現方法を考えよう！』

◆上三川地区

”将来像1”：農業のサポート体制を充実させたい

”実現方法”：

1. 営農法人設立に向けた取り組みをしよう
2. 農作業の共同化で営農規模を拡大しよう

”将来像2”：もっと儲かる農業がしたい

”実現方法”：

1. スマート農業の導入、農地の集積・集約化を進めよう
2. 若手向けの研修会を開催しよう

◆下蒲生・五分一・三村地区

”将来像1”：地域で幅広い担い手を確保したい

”実現方法”：

1. 農業女子のPRや女性の活躍を後押ししよう
2. 新規就農者を応援する組織を立ち上げよう

”将来像2”：農業経営の合理化・効率化をしたい

”実現方法”：

1. 営農法人の設立に向けて、勉強会を開催しよう
2. 圃場の大区画化や農地の集約を進めよう

◆上蒲生地区

”将来像1”：楽しく儲かる農業がしたい

”実現方法”：

1. 資材の共同購入で経費を削減しよう
2. 販路の拡大に取り組もう

”将来像2”：若者と農業法人を呼び込みたい

”実現方法”：

1. 若者や新規就農者への支援チームを作ろう
2. 作業を機械化して効率的な農業のイメージを作ろう

◆上郷地区

”将来像1”：儲かる農業を実現したい

”実現方法”：

1. 高品質の農作物を生産しよう
2. 全ての農地を効率的に活用しよう

”将来像2”：将来の担い手を育成したい

”実現方法”：

1. 新規就農者への支援を増やそう
2. 若い世代への農業体験の機会を充実させよう

◆坂上・三本木・三ツ家・常光坊地区

”将来像1”：生産基盤整備で効率的に営農したい

”実現方法”：

1. 基盤整備に対する農家の理解促進に努めよう
2. 担い手の確保に努めよう

”将来像2”：がっばり稼いで収入アップしたい

”実現方法”：

1. 新しい上三川ブランドを作ろう
2. 生産・加工・販売まで行う6次産業化しよう

◆西蓼沼・東蓼沼地区

”将来像1”：農業機械の共同利用を推進したい

”実現方法”：

1. 農機具のリース等で経費を削減しよう
2. 農家の手取りをアップしよう

”将来像2”：民間企業の参入で地域を活性化しよう

”実現方法”：

1. 企業のニーズに合った生産をして企業誘致のPRをしよう
2. 6次産業化に取り組もう

◆東汗・上文挾・西木代地区

”将来像1”：儲かる農業で所得をアップしたい

”実現方法”：

1. 農地の集積や省力化を進めて効率的に営農しよう
2. 道の駅や企業契約など多様な販路拡大に努めよう

”将来像2”：若者と女性が活躍する農業を実現したい

”実現方法”：

1. 初期投資費用の低減で新規就農のハードルを下げよう
2. 地域ぐるみで新規就農者をサポートしよう

◆川中子地区

”将来像1”：魅力ある農業で担い手を育成したい

”実現方法”：

1. 子ども達に農業の魅力を伝える農業体験を開催しよう
2. 農業初心者に技術を伝える機会を作ろう

”将来像2”：農地を活用して収益をアップしたい

”実現方法”：

1. 6次産業化で農作物のブランド化を推進しよう
2. いちご狩りやかんぴょう剥きなどの体験型農業で人を呼び込もう

◆西汗・磯岡地区

”将来像1”：農業の担い手育成を1番に進めたい

”実現方法”：

1. 初期投資費用の低減で新規就農のハードルを下げよう
2. 地域ぐるみで新規就農者をサポートしよう

”将来像2”：農業もがっばり稼いで収入アップしたい

”実現方法”：

1. 農地の集積や省力化を進めて効率的に営農しよう
2. 道の駅や企業契約など多様な販路拡大に努めよう

◆下神主・上神主・大山・鞘堂地区

”将来像1”：農業界のスターを育成したい

”実現方法”：

1. 農作業の研修や農業体験の機会を作ろう
2. SNSやメディア、家庭で農業の魅力を発信しよう

”将来像2”：楽しく儲かる農業がしたい

”実現方法”：

1. 消費者の求める農作物を生産しよう
2. 町のブランド情報を発信しよう

◆多功・梁地区

”将来像1”：農業王国「上三川」で儲けたい

”実現方法”：

1. 農作物のブランド化や観光農園に取り組もう
2. 多様な販路を確保しよう

”将来像2”：効率的な農業で休日を増やしたい

”実現方法”：

1. スマート農業の導入で作業時間を短縮しよう
2. 農地の大区画化や集約化で作業効率を上げよう

◆石田地区

”将来像1”：儲かる農業で所得倍増をしよう

”実現方法”：

1. おいしい小麦を生産してブランド「石田うどん」を作ろう
2. 道の駅や企業と連携して農作物を販売しよう

”将来像2”：農作業の効率性を向上させたい

”実現方法”：

1. 圃場整備を実施して農地の集約を進めよう
2. スマート農業を導入しよう

○継続した地域の話し合いでより良い地域へ

地域座談会を通じて、それぞれの地区が抱える課題や夢をみんなで話し合う素晴らしい機会となりました。この座談会から生まれた将来像は、地域をより良くする第一歩です。継続した話し合いを行い、一人ひとりがさらなるアイデアを出し合いながら実行に移していくことが大切です。

次回の座談会ではさらに多くの皆さんに参加いただきたいと願っています。みなさんと話し合った将来像や理想の地域づくりに向けて、次回の座談会でお会いできることを楽しみにしています。



農業者年金に加入しませんか？

サラリーマンは厚生年金による国民年金の上乗せがありますが、農業者にはありません。農業者の皆様も、メリットがたくさんある農業者年金に加入して、安心して豊かな老後を迎えましょう。

農業者年金へは、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

**年間60日以上
農業に従事**

**国民年金第1号
被保険者**

※保険料納付免除者を除く

65歳未満

※60歳以上は、国民年金の
任意加入被保険者



- ◇支払った保険料は全額社会保険料控除ができます！
- ◇自分がかけた金額は年金として終身で受け取れます！
- ◇保険料はいつでも変更できます！



受給者の皆様へ ～手続きをお願いします～

以下のような場合には、農業者年金基金に届出が必要です。届出が遅れると年金が振り込まれなかったり、過払いが発生して返金をお願いされる場合がありますので速やかに手続きをお願いします。

- 住所を変更した場合
- 経営移譲年金及び特例付加年金の受給者の方が農業経営を再開したり、後継者や第三者に貸していた農地の返還を受けた等の「支給停止事由」に該当した場合（所有している農地の売買や転用を行う場合は、必ず農業委員会に相談をしてください）。
- 受給者の方がお亡くなりになった場合

手続きの方法やご用意いただくものについては、お問い合わせください。

問い合わせ先

上三川町農業委員会事務局
☎56-9166

又は

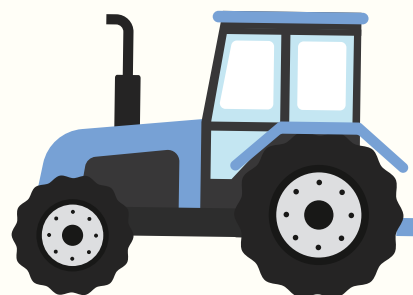
JAうつのみや上三川支所
☎55-1510



軽油引取税に係る農業用免税証の交付申請について

1 受付期日及び会場

期日：令和8年2月4日（水）上三川地区・明治地区（多功・天神町）
 2月5日（木）本郷地区・明治地区（多功・天神町を除く）
 時間：午前9時30分～正午
 午後1時～午後3時
 場所：上三川町役場仮庁舎（旧中央公民館） 2階中会議室
 【上三川町大字上三川3970番地】



2 持参するもの

【新規申請以外の方】

- ・免税軽油使用者証
- ・免税軽油の引取り等に係る報告書（納品書等を持参。コピー可）
- ・420円（手数料）（使用者証が今回更新の方のみ）

【新規申請の方】

- ・農業委員会が発行する耕作証明書
- ・作付内容のメモや使用機械のカatalog等
- ・420円（手数料）

3 免税証の交付

前年度の申請内容に変更のない方 → 申請日に即日交付します。
 新規申請の方及び追加交付希望の方 → 後日、県税事務所窓口で交付します。
 ※追加交付希望の方は、前年交付と同数量分は申請日に交付します。

4 注意事項

- ・新規申請及び数量変更希望の方を除き、耕作証明書の添付は不要です。
- ・耕作証明書の発行を別世帯の方や代理人が申請する場合は委任状が必要です。
- ・報告書に添付すべき納品書等を忘れた場合など書類に不備があった場合は免税証の即日交付はできません。紛失した場合は、必ず購入店の販売証明書を持参してください。
- ・上記の受付期日で都合のつかない方は、下記の予備申請期間に申請をしてください。

○予備申請期間

期 日：令和8年2月16日（月）～2月17日（火）
 時 間：午前8時45分～午前11時15分
 午後1時00分～午後3時30分
 会 場：栃木県庁河内庁舎 5階大会議室（宇都宮市竹林町1030-2）

問い合わせ先

宇都宮県税事務所 課税部個人課税課 ☎028-626-3018



■上三川町賃借料情報■

※「賃借料情報」は、実勢の集計値であり拘束力はありません。
賃借料の設定の目安となる情報を参考としてお知らせしています。



令和6年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、以下のとおりとなっています。

【田(水稻)の部】

締結(公告)された地域名		平均額	最高額	最低額	データ数
上三川地区	基盤整備地域	11,100円	20,000円	4,000円	129
	未整備地域	12,000円	16,300円	4,300円	14
本郷地区	基盤整備地域	7,700円	11,200円	4,000円	132
	未整備地域	13,000円	16,300円	8,200円	5
明治地区	基盤整備地域	12,700円	17,100円	5,000円	119
	未整備地域	10,900円	16,300円	5,000円	9
(参考)上三川町平均		10,600円			408

【畑(普通畑)の部】

締結(公告)された地域名		平均額	最高額	最低額	データ数
上三川地区		4,000円	8,000円	3,000円	23
本郷地区		5,000円	5,000円	5,000円	4
明治地区		6,100円	10,000円	5,000円	9
(参考)上三川町平均		5,200円			36

*1 データ数は、集計に用いた筆数です

*2 賃借料を物納支給(水稻)としている場合は、60kg当たり31,000円に換算しています

*3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています

*4 賃借料データの平均値±(平均値×70%)を超えるデータは除いています

*5 基盤整備地域は農業振興地域の農用地区域(青地)、未整備地域は農業振興地域の農用地区域以外(白地)です

*6 「(参考)上三川町平均」の額は、各区分の平均値(四捨五入前)をデータ数により加重平均した値です